

宇土市子ども・子育て世帯への支援一覧

●経済的支援

経済的支援施策	内 容	対象者（全対象以外は黄色）	市	国・県
妊婦健診料金助成	妊娠届のあった妊婦に対して、母子健康手帳交付と同時に妊婦健診受診券を発行し、出産までの妊婦健診の料金を助成するもの	全妊婦	健康づくり課	
妊婦歯科健診料金助成	妊娠届のあった妊婦に対して、母子健康手帳交付と同時に妊婦歯科健診受診券を発行し、出産までの歯科健診（1回）の料金を助成するもの	全妊婦	健康づくり課	
分娩費用の助成	低所得者の分娩費用を軽減するため、指定医療機関に措置し、分娩費用を助成するもの	低所得者	子育て支援課	
児童手当の支給	家庭等における生活の安定、児童の健やかな成長を目的に0歳から中学卒業までの児童を養育するものに、その所得、子の年齢等に応じ決められた月額を支給するもの	中学3年生までの児童を養育する保護者	子育て支援課	
児童扶養手当の支給	ひとり親世帯の家庭の安定と自立推進のため、その児童を養育する者に対し、その所得や児童数に応じ定められた月額を支給するもの	ひとり親等で高校3年生相当年齢までの児童を養育する保護者（所得制限有り）	子育て支援課	
医療費の助成	乳幼児、中学3年生までの児童、ひとり親家庭の親及びその高校3年生までの児童の医療費自己負担分の一部又は全部を助成する。	乳幼児、中学3年生までの児童、ひとり親家庭の親及びその高校3年生までの児童	子育て支援課	
保育所・幼稚園の利用料の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児～5歳児（年少～年長）の利用料が無料 ・0歳児～2歳児は、所得に応じて利用料を決定 ・市民税所得割57,700円未満の家庭は小学生以上でも多子軽減カウントし、第2子の利用料半額、第3子以降無料 ・市民税所得割77,101円未満のひとり親家庭は小学生以上でも多子軽減カウントし、第1子利用料半額（上限9,000円）、第2子以降無料 	保育所入所児童 幼稚園入園児童	子育て支援課 学校教育課	
副食費の助成	18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の副食費を無料とするもの			
ひとり親家庭等新入学児童お祝い金	ひとり親家庭等の新小学1年生の保護者に入学前に20,000円を支給	ひとり親家庭等の新小学1年生の保護者	子育て支援課	
放課後児童クラブの保護者負担金の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の児童の保護者負担金を免除 ・就学援助を受けている児童及び兄弟姉妹で2人以上入会している場合の2人目の保護者負担金を減免 	放課後児童クラブ入会者	子育て支援課	

多子世帯への給食費減免	多子世帯の負担軽減のため、義務教育期間中の子を3人以上養育し、当該子の第3子以降の児童又は生徒が宇土市立の小学校又は中学校に在籍している場合に、その第3子以降について無償化を行う。	宇土市に住所を有し、義務教育期間中の子を3人以上養育している者	学校教育課 (総務係)	
ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討				○
母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大				○
教育扶助の支給方法	生活保護（教育扶助） 義務教育（小学校、中学校）を受けるのに必要な費用を支給する。	生活保護世帯で義務教育を受ける者がいる家庭	福祉課 (生活支援係)	
生活保護世帯の子どもの進学時の支援	生活保護（一時扶助） 小学校、中学校、高校に入学する児童・生徒がいる場合入学準備金を臨時的に支給する。 生活保護（生業扶助） ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等進学の際の入学料、入学検査料等を支給する。 ・進学に係る各種控除 ①高校生のアルバイト代から学習塾代等を控除 ②私立学校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費に充てるためアルバイトした収入は、役所との協議により、就学のために必要な費用として必要最小限度の額を収入として認定しない。因みに、自動車運転免許は、限度額内であれば支給可 生活保護（進学準備給付金） 生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校への進学時に一時金を支給する。	生活保護世帯	福祉課 (生活支援係)	
養育費の確保に関する支援	離婚の相談の際に養育費の確保について助言指導を行う。	離別によりひとり親となって子を養育する親	子育て支援課	

【別掲】子どもに障がい等がある場合の経済的支援

経済的支援施策	内 容	対象者	市	国・県
特別児童扶養手当	20歳未満の身体又は知的・精神に中程度以上の障がいがある児童を養育する父若しくは母，又は父母に代わる養育者に手当を支給するもの	20歳未満の障がいがある児童を養育し，日本国内に住所を有する方（所得制限有り）	福祉課 （障がい者支援係）	
障害児福祉手当	20歳未満の身体又は知的・精神に重度の障害があり，日常生活において常時の介護を必要とする場合に手当を支給するもの	20歳未満の身体又は知的・精神に重度の障がいがあり，日常生活において常時の介護を必要とする方（施設等に入所しているときは支給されない）	福祉課 （障がい者支援係）	
在宅介護手当	常時介護を必要とする人を在宅介護している人に対して，要介護者1人につき年額120,000円を支給するもの（1年間に入院等（入院，短期入所等）が通算120日以内であること）	宇土市の住民基本台帳に登録され，毎年9月1日までに引き続き1年間，下記に該当する人を在宅で常時介護を行った方 ・身体障害者手帳の交付を受けており，医師意見書により要介護状態にあると認められる人 ・療育手帳A1所持者	福祉課 （障がい者支援係）	